



IFRS第17号の適用

IFRS第17号の世界における調整後営業利益
—確信をもってストーリーを伝えるために

調整後営業利益 (AOP: Adjusted operating profit) は、今日の保険会社にとって、重要な業績評価指標 (KPI: Key performance indicator) である。AOPは、IFRS利益を調整し、自社の長期的なシナリオを市場によりよく伝えることを目的としている。欧州の主要保険会社に関する私たちの調査では、IFRS第17号に基づくAOPの準備が、新たに重大な課題を生じさせることが明らかとなっている。一部の保険会社では、こうした課題を既に考慮し始めているが、多くの保険会社ではまだ考慮されていない。どのようなIFRS利益の調整が必要となり、その調整が信頼性と比較可能性を維持できるのか？ また、社内システムはそれに対応しているのか？ どのようにすれば、自社のシナリオを市場によりよく説明することができるだろうか？

はじめに： IFRS第17号が導入されると、なぜ AOPを現在のIFRS から継続でき ないのか。

1 「新たな測定、新たな視点：IFRS第17号が保険の業績評価および報告に与える影響」において、私たちは、IFRS第4号とIFRS第17号の収益および利益測定の主な違いを含め、欧州の保険会社が報告する業績評価指標 (KPIs) に対するIFRS第17号の影響を調査した。本レポートでは、IFRS第17号に基づき、AOPがどのように変わらうのかを考慮した上で、初期分析を行っている。

2 まず保険会社が現在行っている IFRS第4号の利益からAOPまでの調整を概観し、次に、新しいIFRS第17号の利益測定に対して必要となりうる追加的または新規の調整について検討する。私たちの分析により明らかになったことは、IFRS第17号による調整は、現在のIFRS第4号の場合よりもはるかに複雑であり、特に利益発生タイミングと推移の変化への対処について、一層複雑になるということである。信頼性が高く比較可能なAOPを作成するには、さまざまな調整の選択肢の長所と短所を明確に理解する必要がある。また、モデル、データ、システム、プロセスへの投資が必要となる可能性もある。

AOPの計算における現在のマーケットアプローチ

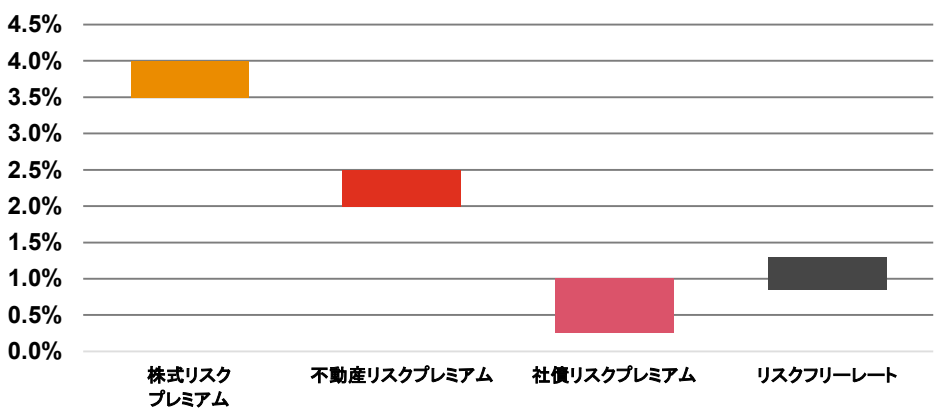
2018年末に欧州の主要保険会社5社がAOPを決定する際に、IFRS第4号の利益に適用された現在の調整を分析した。この調整は、主に3つのカテゴリーに分類される。

- 1 短期的な市場変動の除去
- 2 ディール活動の除外
- 3 一過性の項目の除外

1. 短期的な市場変動の除去

私たちが分析した欧州の保険会社は全て、短期的な市場変動を調整している。図表1では、この調整で使用されるさまざまなアセットクラスの、予想される長期投資収益率の範囲を示している。各アセットクラスにおける範囲は狭く、現時点で、業界全体に高い整合性があることを示唆している。このような業界コンセンサスのレベルが、新しい測定基準のもとで続かないという理由はなく、実際、一層の信頼を得るために望ましいことであると考えている。

図表1 – 短期的な市場変動調整の種類



出所: PwCによる分析

2. ディール活動の除外

PwCがベンチマークとした保険会社のうち、全ての会社が、AOPから、ディールにおける取得または処分（年金の包括取引を除く）による一定の影響を除外している。例えば、買収した無形資産の減損および償却ならびに処分損益が含まれる。前年同期に起こったディール活動は、当年度再び起こることはないと考えられている。私たちは、このような調整が、関連する範囲内で今後も続くと考えている。

3. 一過性の項目の除外

私たちが分析した保険会社は、全て一過性の項目について調整を行っており、「取締役の見解では、一過性の項目は通常の営業活動外で生じるものであるため、個別に開示されるべき項目である」という一貫した定義になっている。

2018年末の一時的な調整は図表2に示しているが、こうした調整は、公開情報のみから得られるため、詳細な情報は、各社の公開される情報のレベルによって異なってくる。

AOPを採用している保険会社間の相対的な収益性を比較する価値は、会社間や年度ごとの一貫性に大きく依存している。短期的な反動性とディール活動の取り扱いには高い一貫性があるが、何が一過性であるかどうかの判断は、一貫性が低い。このため、アナリストや投資家が同様の基準で保険会社を比較することは難しくなる可能性がある。

図表2 – 2018年末に報告された一過性の項目の調整



出所: PwCによる分析

IFRS第17号に基づくAOPの見え方

IFRS第17号に基づく利益の性質およびタイミングは、現在のIFRS第4号とは異なるため、将来的な業績予測のシナリオを説明し、アナリストおよび投資家に一層意味のある洞察を提供するために、さらなる調整が必要となる可能性がある。

私たちは、保険会社のビジネスにおいて、IFRS第17号に基づく調整を検討する可能性のある主な領域は、以下の3つであると考えている。

1

利益解放のタイミング

IFRS第17号では、契約が履行された時点で利益は認識されない。その代わりに、契約上のサービスマージン(CSM)は、契約の将来の期待利益を表し、それがその存続期間にわたって解放され、認識され、報告される。

資金生成の観点と整合的なAOPを開示したいという要求があるかもしれない(そしてIFRS第4号は現在、IFRS第17号が示すよりはるかにこれに近い)。利益解放のパターンは、IFRS第17号では大きく異なるであろうが、資金生成を反映する、IFRS第17号から派生したAOPは、おそらく投資家にとってより意味のあるものになるだろう。しかし、IFRS第17号の主な目的は、提供されたカバーと利益の解放を一致させることであるため、AOPを通じて利益を調整しようとする、信頼性を欠く恐れがある。利益の推移の変化は、投資家が新しいアプローチを理解できるよう明確な開示を通じて伝えられるべきである。さらに、IFRS第17号のアプローチから大きくかけ離れた調整は、一貫性を欠き、信頼を得られないかもしれない。

2

ミスマッチ

ミスマッチが生じるのは、資産および負債の測定要件と表示要件の間に一貫性のない処理があり、それが損益計算書で認識された金額に影響を与える場合である。IFRS第17号では、これがいくつかの点で発生する可能性がある。例えば、グロスの保険契約負債と再保険資産・負債の間、また、ある状況下で金融リスクを軽減するためにデリバティブを利用している場合である。

一般計測モデル(GMM: General measurement model)では、現在の割引率が開始時に固定されたロックイン金利と異なるため、最良推計負債(BEL: Best estimated liability)は現在のレートで測定されるが、CSMはロックイン金利を用いることとなり、利益と株主資本の変動性が生じることになる。これにより、CSMに対する調整が異なる基準で測定されるため、開示が複雑になる。

ミスマッチは経済的なものもあれば損益に反映されるべきものもあるため、ミスマッチを完全に回避することは不可能、あるいは望ましくない可能性がある。IFRS第17号に基づくKPIの評価および計画策定の一環として、AOPにおいてこれらの望ましくないミスマッチを調整し、そのためにシステム、データおよびプロセスを対応させるのか、あるいはこれらのミスマッチが生じる理由を説明するために開示を活用するのかといった選択をすることが重要である。

3

変動性

CSMが契約期間を通じて利益を解放することで現在の変動性が軽減されるはずであるが、これは利益が予測可能で安定していることを意味するものではない。例えば、仮定の変更が非常に極端な場合には、CSMがなくなり、契約グループは不利になり、CSMが再認識されるまで、さらなる変動性は損益計算書において直ちに認識される。

同様に、変動手数料アプローチ(VFA: Variable fee approach)モデルの下でのCSMは、全ての金融面の変動を吸収するため、これは安定とはかけ離れたものであり、償却により反映される。

AOPを導出する際のIFRS第17号の利益に対する潜在的な調整

では、これらのタイミング、ミスマッチ、変動性の問題を考慮するにはどのようにすればよいのだろうか。次の表では、IFRS第17号の貸借対照表全体にわたって考慮される可能性のあるいくつかの具体的な調整を示している。潜在的な調整のいくつかは、システムに負担をかける可能性もあり、他はIFRS第17号の基本的な目的に反し、信頼性に疑問を投げかける可能性もある。信頼性と運用の困難さを評価するために、赤、黄、緑で格付けを行った。

潜在的な調整：
メリットとデメリットの比較検討

調整	説明	メリット	デメリット	運用上の 困難性	信頼性
CSMを除外	CSMを新契約の負債として計上せずに開示し、利益をAOPの一部として事前に認識し、それに応じて保有契約の取り扱いを調整する。	IFRS第17号の利益繰延効果を排除する。 それによって結果として、経済価値、資金、規制の観点により近づくことができるかもしれない。	カバー期間にわたって利益を認識するというIFRS第17号の目的からあまりにかけ離れている可能性があるため、正当化が困難である。	●	●
純資産とCSMの統合といった代替指標の開示	事業の「本当の」価値の測定値として、CSMを加えた純資産を開示する。したがって、AOPはこの指標の変動となる。	修正純利益(解放された利益)とCSM(繰延利益)は、株主に事業価値に関する情報を提供し、IFRS第17号への移行およびCSMによる繰り延べに起因する諸問題の影響を低減する。	全ての保険会社がこの調整を採用しない場合、企業間比較が困難になる可能性があり、利用者への説明がより困難になる可能性がある。	●	●
再保険を調整	グロスの保険契約と一貫した基準で再保険に関して再計算することにより、再保険の取り扱いを調整する。例えば、会計単位、契約の境界線における整合性、再保険契約における負のCSMに関する引き当てを行わない調整、およびグロスの保険契約と整合的なカバー期間を使用するなどである。	再保険の会計モデルによって導入されたミスマッチを取り除く。 グロスのキャッシュフローと再保険キャッシュフローの関連性についてのより経済的な見方を示す。	追加的に複数回のモデルの実行が必要になる可能性がある。モデルのアウトプットのさらなるレビューと検証が必要になる。 追加的なインプットが必要になるだろう。 その結果には、透明性が欠け、IFRS第17号の基準からあまりにかけ離れている可能性がある。	●	●
異なる集約レベル	基礎となるパフォーマンスを反映するために異なるレベルの契約の集約による再計算を行う。例えば、ポートフォリオに不利な契約がある場合に、リスクを一体管理している実態を表す方法を採用したいと考えるかもしれない。	リスクを一体管理されているといった、基礎となるパフォーマンスを反映する。	追加的な開示のアプローチと適切なレベルを決定するためには、判断が必要である。この判断を導入することによって、同業他社との整合性が失われる可能性がある。	●	●
長期の(リアルワールドの)仮定を使用してVFA残高を再計算する	長期的な金融仮定を使用して計算される、もう一つのBEL、リスク調整、CSMの期末残高(およびそれらのロールフォワード表)。	長期ベースとIFRS第17号ベースの差異は特定され、短期的なボラティリティを軽減するために、営業外利益に取り入れられる。	この変更によって、利用者と効果的なコミュニケーションをとりづらくなるかもしれない。また、保険会社間で実務慣行の相違が生じる可能性が高い。	●	●
現在の市場レートを用いてGMM残高を再計算する	GMMを適用する契約では、ロックイン金利の使用によって導入された会計上のミスマッチを排除するために、現在の市場レートを使用してBEL、RA(Risk adjustment)、CSMの期首と期末残高を再計算する。	CSMの動きと基礎となる負債の測定を一致させ、ミスマッチを減少させる。		●	●

さらなる可能性としては、経営陣の見解とIFRSの立場を示すもう一つのバランスシートを開示することが挙げられるが、これはさらなる重要な複雑性をもたらすことになりうる。

もう一つの検討事項は、保険会社が保有している無配当の投資契約の程度であろう。これらの契約はIFRS第17号では会計処理されていないため、特段の変更はない。よってこれらのためにAOPの枠組みが変更される可能性は低いですが、これは新しいIFRS第17号の調整と比較してどのように説明されるだろうか。

より広範囲には、一定の調整の選択に影響を与える、AOPのフレームワークの外部開示が必要になるであろう。

欧州の保険会社は、2016年から適用された、欧州証券市場監督局(ESMA: The European Securities and Markets Authority)が公表する「代替的業績指標に関するガイドライン」に慣れてくるだろう。ガイドラインへの準拠には、AOPの明確な定義、それが関連する理由およびIFRS第17号の利益への調整の開示が含まれる。

さらに、国際会計基準審議会(IASB)は、2019年後半に、AOPなどの非IFRS指標に対する透明性を向上させるための公開草案を公表する予定である(このレポートは、2019年10月時点の情報に基づいている)。特に、会計における別個の注記としての説明の開示を求めている。現在、保険会社によるこれらの開示は、一般に年次報告書の内および外の両方で行われている。

結論: 機会と課題

IFRS第17号からAOPを導出することは、比較的単純なIFRS第4号よりもはるかに複雑な作業である。市場整合性と比較可能性という要求の一方で、長期的なパフォーマンスを適正に表すと考えられる数字を導き出すには、多くのことを考慮しなければならない。そして、これらは全て、運用可能なプロセスを通じて達成される必要がある。

何が最も効果的かの判断や、必要なシステムのアップグレードやプロセスの変更の実施は、時間のかかる作業である。それ自体が、現時点から評価と計画を推進する重要性を強調するだろう。重要なことに、先行者は、AOP調整の枠組みを開発し、アナリストや投資家と共有する機会を得るであろうし、他社は追随するか、少なくとも、先行者とは異なる手法を用いた理由を説明する圧力にさらされるだろう。本シリーズの次のレポートでは、IFRS第17号に基づく潜在的な新しいKPIsを模索する。

UK Contacts



Nan Paramanathan
Partner
M: +44 (0)7740 241274
E: nanthini.paramanathan@pwc.com



Alex Bertolotti
Partner, Global & UK IFRS 17 Lead
M: +44 (0)7525 299263
E: alex.bertolotti@pwc.com



Anthony Coughlan
Director
M: +44 (0)7764 902751
E: anthony.coughlan@pwc.com



James Isherwood
Director
M: +44 (0)7711 562456
E: james.a.isherwood@pwc.com



Jignesh Mistry
Associate Director
M: +44 (0)7803 858526
E: jignesh.mistry@pwc.com

EMEA Contacts



Immy Pandor
Partner IFRS 17 Insurance
M: +44 7595 850012
E: immy.pandor@pwc.com



James Norman
Partner IFRS 17 Insurance
M: +41 (0) 79 792 95 96
E: james.x.norman@ch.pwc.com

Asia Contacts



Marcus von Engle
Partner IFRS 17 Insurance
M: +60 3-2173 3725
E: m.vonengel@pwc.com



Antonie Jagga
Partner IFRS 17 Insurance
M: +65 9178 2608
E: antonie.jagga@pwc.com

www.pwc.co.uk

日本のお問い合わせ先

小玉 聡

パートナー
PwCあらた有限責任監査法人
第二金融部(保険・共済)
PwC Japanグループ IFRS第17号「保険契約」リーダー
satoshi.kodama@pwc.com

古賀 弘之

パートナー
PwCコンサルティング合同会社
金融サービス事業部 保険インダストリーリーダー
hiroyuki.h.koga@pwc.com

宇塚 公一

パートナー
PwCあらた有限責任監査法人
第二金融部(保険・共済)
PwC Japanグループ 保険インダストリーリーダー
koichi.u.uzuka@pwc.com

押谷 茂典

パートナー
PwCコンサルティング合同会社
金融サービス
shigenori.s.oshitani@pwc.com

武田 泰史郎

ディレクター
PwCあらた有限責任監査法人
第二金融部(保険・共済)アクチュアリーグループ
taishiro.takeda@pwc.com

斉藤 隆之

パートナー
PwCコンサルティング合同会社
金融サービス事業部 ファイナンス／リスクコンサルティング
takayuki.saito@pwc.com

www.pwc.com/jp

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwCあらた有限責任監査法人、PwC京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose（存在意義）としています。私たちは、世界157カ国に及ぶグローバルネットワークに276,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本報告書は、PwCメンバーファームが2019年10月に発行した『Implementing IFRS 17: Adjusted operating profit in an IFRS 17 world – telling your story with confidence』を翻訳したものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。

電子版はこちらからダウンロードできます。 www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership.html

オリジナル（英語版）はこちらからダウンロードできます。 www.pwc.co.uk/services/risk-assurance/capital-markets-accounting-advisory-and-structuring/services/ifrs-17-the-revenue-recognition-standard/impact-of-ifrs-17-on-insurance-performance-reporting.html#reporttwo

日本語版発刊年月：2020年1月 管理番号：I201911-8

©2020 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.